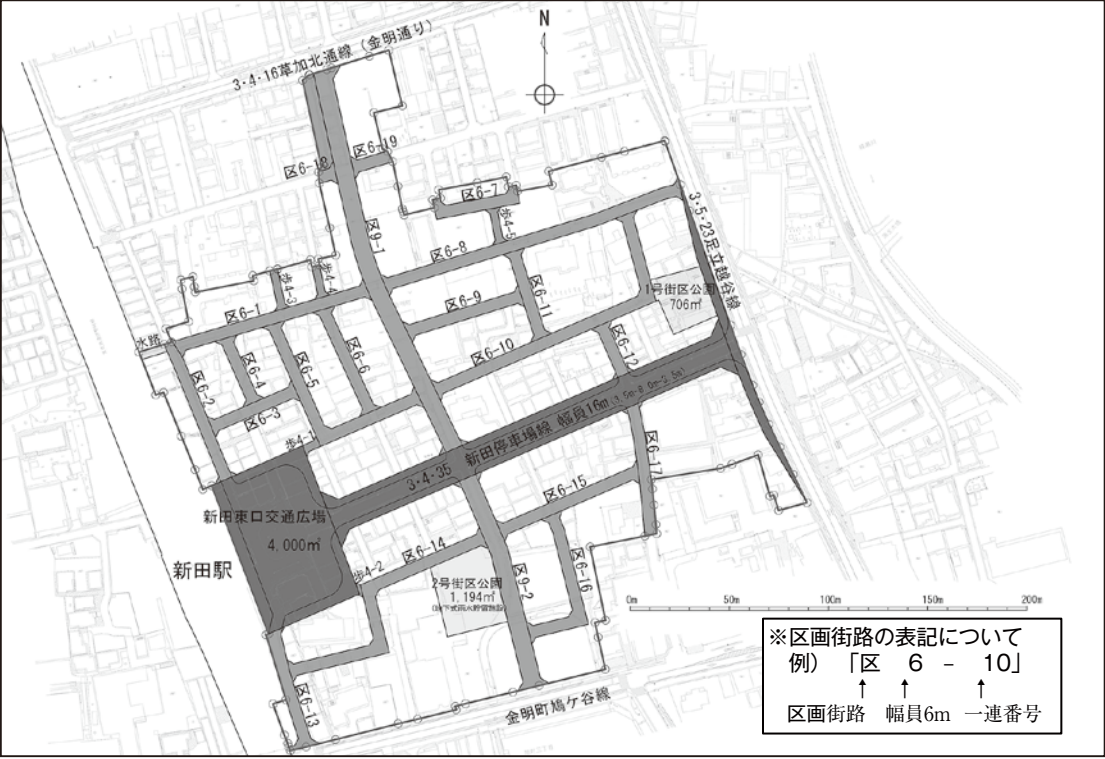


新田駅東口土地区画整理事業 ～孫子の代まで安心して安全に住み続けられる生活繁華のまち～



<事業概要>

新田駅東口地区では、平成14年10月に新田駅東口地区まちづくり推進協議会が発足し、市民と行政との「協働」により、まちづくりが進められてきました。平成18年度に協議会により、「まちづくり住民提案書」が作成され、平成25年度から、市施行による土地区画整理事業がスタートしました。

現在、事業の早期完了に向けて、関係権利者ご協力のもと、建物移転や道路等の整備を順次進めています。

施行面積	約6.3ha
事業計画決定	平成26年3月17日
施行期間	平成25年度～令和13年度 (清算期間※5 5年を含む)
事業費	148億円
進捗率(令和4年3月31日現在)	
建物移転率	54.2%
道路整備率	35.4%



整備前の東口駅前の状況
(平成17年撮影)



新田東口交通広場の完成イメージ

■気になる注目のQ & A

無電柱化について

Q 事業で新設される道路は無電柱化になるの？

A 土地区画整理事業地内で無電柱化を予定している道路は、交通広場、新田駅前旭町線、新田西口停車場線、新田停車場線などの都市計画道路となります。

バスの乗り入れについて

Q 新田駅前へのバスの乗り入れはいつ頃を予定しているの？

A 新田駅東口については、令和4年度に交通広場の暫定整備を行い、令和5年3月までにバスの乗り入れを予定しています。

なお、新田東口交通広場の完成は、令和7年度を予定しています。

新田駅西口については、令和9年度の新田西口交通広場の完成後、バスの乗り入れを予定しています。

公園の整備について

Q 新田駅東西口にはそれぞれ公園が整備されるの？

A 新田駅東口では、商店街と連なる憩いの空間、イベント空間として公園の整備を予定しています。

新田駅西口では、住民の交流の拠点として商店街のイベントなど多目的に利用できる公園の整備を予定しています。

公共公益施設の整備について

Q 新田駅周辺には新たに公共公益施設が整備されるの？

A 西口地区では、「まちづくり構想案」の提案を踏まえて、土地区画整理事業の進捗を勘案し、公共公益施設の立地に向けた検討を行っています。

■用語解説

※1 都市計画マスタープランとは？

都市計画法に基づいて、市民参画のもとに、まちづくりの将来像や方針を定めた草加市の「まちづくりの基本となる計画」です。

※2 換地とは？

事業により、道路や公園などが新しく整備されると同時に、個々の宅地も再配置されます。事業前の宅地に対して、事業の工事完了後、新しく置き換えられた宅地を「換地」と言います。

※3 減価補償地区とは？

事業後の宅地総価額が事業前の宅地総価額より減少する地区を「減価補償地区」といいます。実際には、減価相当分の宅地を先行取得し、減価しないように、事業を進めるのが一般的です。

※4 保留地減歩とは？

減歩には「公共減歩」と「保留地減歩」があり、「保留地減歩」は、保留地を生み出すために必要な土地を負担いただく減歩のことを言います。

※5 清算期間とは？

清算金は、事業を実施した結果、事業前の宅地と事業後の換地が不均衡である場合に、金銭で調整を行う制度で、事業の工事完了後、清算金の徴収や交付を行う期間のことを「清算期間」と言います。

土地区画整理事業についての問い合わせはこちら
新田駅周辺土地区画整理事務所 草加市金明町457-2 ☎048-954-6371